

6．特定事業の設定

特定事業の整備計画と整備目標について、次のように設定します。

整備目標は平成 22 年までに整備着手・完了するものを「短期」、平成 22 年以降に取り組むものを「長期」と位置づけました。「短期」から「長期」まで継続的に実施するものについては「短期」、「長期」の両方に位置づけました。

なお、今後の事業実施にあたっては、関係事業者および関係機関の間で十分協議のうえ進めるものとします。

* 特定事業：重点整備地区において、基本構想に沿って事業計画を作成し、実施する事業です。特定事業には公共交通特定事業者が行う「公共交通特定事業」、道路管理者が行う「道路特定事業」、公安委員会が行う「交通安全特定事業」があります。また、「その他の事業」として駅前広場の整備等が含まれます。

1) 公共交通特定事業について

駅舎

【駅舎の整備に係る方針】

- 近畿日本鉄道は、土師ノ里駅周辺整備事業の一環として駅舎の移設とあわせバリアフリー化を図るとともに、道明寺駅においてもエレベーターと連絡通路を設置し、バリアフリー化を推進します。また、施設の整備と並行し、高齢者、身体障害者等の方々に安全かつ快適にご利用頂くため、駅係員の教育を進めます。

この方針に基づき、次の公共交通特定事業の推進を図ります。

■ 公共交通特定事業（鉄道駅について）

【土師ノ里駅】

区分	整備項目	今後目的とすべき整備内容	主事業者	整備目標	
				短期 (H22まで)	長期 (H22以降)
利用動線	エレベーター	・エレベーターの整備 (改札階 上りホーム1基、下りホーム1基)	近鉄		
	階段	・両側に2段手すりの整備 ・階段の始まりと終わりの段鼻の識別化	近鉄		
	視覚障害者誘導用ブロック・点字	・手すりの点字、視覚障害者誘導用ブロックの整備	近鉄		
切符の購入と改札	券売機、精算機	・高齢者、身体障害者、視聴覚障害者の利用に配慮した券売機、精算機の整備	近鉄		
	料金表、路線図	・傾斜型案内板の整備	近鉄		
	改札	・拡幅改札口の整備	近鉄		
ホーム	視覚障害者誘導用ブロック・点字	・点字、視覚障害者誘導用ブロックの整備	近鉄		
情報案内	時刻表、構内案内誘導サイン等	・わかりやすい案内標示の整備 (ピクトグラム使用等) ・視覚障害者への情報提供(点字、音声案内、触知図等) ・聴覚障害者への情報提供(案内板等)	近鉄		
関連施設	トイレ	・多機能トイレの整備	近鉄		
共通事項	駅員の応接	・駅員の教育	近鉄		

ハード面での整備 

ソフト面での対応 

【道明寺駅】

区分	整備項目	今後目的とすべき整備内容	主事業者	整備目標	
				短期 (H22まで)	長期 (H22以降)
利用動線	エレベーターと連絡通路	・エレベーターと連絡通路の整備 (上り・下りホームをエレベーターと専用通路で連絡)	近鉄		
	階段	・両側に2段手すりを配置 ・階段の始まりと終わりの段鼻の識別化	近鉄		
	視覚障害者誘導用ブロック・点字	・手すりの点字、視覚障害者誘導用ブロックの整備	近鉄		
切符の購入と改札	券売機、精算機	・高齢者、身体障害者、視聴覚障害者の利用に配慮した券売機、精算機の設置(加ナター工事)	近鉄		
	料金表、路線図	・傾斜型案内板の整備	近鉄		
ホーム	視覚障害者誘導用ブロック・点字	・点字、視覚障害者誘導用ブロックの整備	近鉄		
情報案内	時刻表、構内案内誘導サイン等	・案内標示の改善、わかりやすい案内標示の整備(ピクトグラム使用等) ・視覚障害者への情報提供の充実(点字、音声案内、触知図等)	近鉄		
		・聴覚障害者への情報提供の充実(案内板等)	近鉄		
共通事項	駅員の応接	・駅員の教育	近鉄		

ハード面での整備 

ソフト面での対応 

バス

【バスに係る方針】

公共施設循環バスは、より快適な交通手段を選択できる環境を整えます。
バス車両については、リフトつきバスの導入を推進していきます。

この方針に基づき、次の公共交通特定事業の推進を図ります。

■ 公共交通特定事業（バス車両、その他について）

区分	整備項目	今後目的とすべき整備内容	主事業者	整備目標	
				短期 (H22まで)	長期 (H22以降)
バス車両	公共施設循環バス	・リフトつきバスの導入推進	市		
その他	公共施設循環バス	・土師ノ里駅前広場の整備とあわせた路線の見直し	市		

ハード面での整備 

ソフト面での対応 

2) 道路特定事業について

【道路・駅前広場に係る方針】

特定経路として設定した区間については、交通バリアフリー法に基づく特定経路の歩道等の整備基準に沿った整備を進めます。

準特定経路として設定した区間については、現状の特性を踏まえた改善により、できるだけ歩きやすい歩行空間の整備を図ります。

市及び関係者は、道路占有物の整理や道路への私有物等のはみ出し防止に努めます。

この方針に基づき、次の道路特定事業の推進を図ります。

■ 道路特定事業（特定経路について）

路線 番号	区分	路線名称	今後目指すべき内容	主事 業者	整備目標	
					短期 (H22まで)	長期 (H22以降)
	国道	170号(旧) (支所～役場道明 寺線)	・土師ノ里駅前交差点改良 (右折レーン設置等) ・歩道の整備 ・視覚障害者誘導用ブロッ クの整備	府		
	国道	170号(旧) (役場道明寺線～ 道明寺停車場線) 注)H22年以降に着手 する区間	・歩道の整備 ・視覚障害者誘導用ブロッ クの整備	府		
	府道	堺大和高田線 (土師ノ里駅前～ 道明寺柏原線)	・土師ノ里駅前交差点改良 (右折レーン設置等) ・歩道の整備 ・視覚障害者誘導用ブロッ クの整備	府		

ハード面での整備 

■ 道路特定事業（準特定経路について）

路線 番号	区分	路線名称	今後目指すべき内容	主事 業者	整備目標	
					短期 (H22まで)	長期 (H22以降)
	府道	堺大和高田線 (道明寺柏原線～ 国府18号線)	・歩道の整備 ・視覚障害者誘導用ブロッ クの整備	府		
	市道	国府18号線 (府道～道明寺柏 原線)	・歩道の改良	市		
	市道	道明寺柏原線 (国府18号線～老 人福祉センター)	・歩道の改良	市		
	府道 市道	道明寺停車場線 (国道～道明寺駅 前) 道明寺40号線 (道明寺前～道明 寺停車場線)	・側溝蓋の設置等による歩 道空間の拡幅検討 ・区画線の整備による視覚 的な歩車分離の確保 ・道路への私有物等のはみ 出しの防止	府 市		
	市道	道明寺柏原線 (府道～道明寺停 車場線)	・側溝蓋の設置等による歩 道空間の拡幅検討 ・道路への私有物等のはみ 出しの防止 ・歴史のみちとしての整備 (案内板、休憩施設等の整 備)	市		

ハード面での整備 

ソフト面での対応 

■ 道路特定事業等（道路共通事項について）

区分	名称	今後目指すべき内容	主事 業者	整備目標	
				短期 (H22まで)	長期 (H22以降)
道路一般		・案内標示の整備、改良（特定施設 やエレベーター等への案内標示 の設置、点字や音声等による案内 機能を有したものの更新） ・溝蓋の改良 ・道路上への私有物等のはみ出しの 改善	府 市 公安委員会		
		・占有物の移設・整理	府 市 公安委員会 電柱管理者		
踏切 (道明寺柏原線、府道 南側踏切) (道明寺駅南側踏切)		・踏切での安全施策の検討 (視覚障害者の踏切位置の案内、車 いすの安全性の確保)	市 公安委員会 近鉄		

ハード面での整備 

ソフト面での対応 

3) 交通安全特定事業について

【交通安全施設整備に係る方針】

大阪府公安委員会は、視覚障害者のための音響信号の設置や新たな信号機の設置をはじめとする交通安全対策について検討していきます。

大阪府公安委員会及び藤井寺市は、道路上の違法駐車行為及び自転車の放置防止、その他交通ルールの遵守等のため、取り締まりの強化や、広報、啓発活動の推進を図っていきます。

この方針に基づき、次の交通安全特定事業の推進を図ります。

■ 交通安全特定事業について

箇所	今後目指すべき内容	主事業者	整備目標	
			短期 (H22まで)	長期 (H22以降)
土師の里交差点	・方向別音響信号機設置の検討	公安委員会		
土師の里南交差点				
道明寺交差点				
国府3丁目交差点				
国府3丁目東交差点	・一方通行の逆走等に係る取り締まりの強化	公安委員会		
道明寺40号線 (商店街部分)				
道路一般	・道路の白線の適切な更新	市 公安委員会		
道路一般	・違法駐車行為に係る指導及び取り締まりの強化	公安委員会		
道路一般	・違法駐車行為防止のための広報活動及び啓発活動の推進	市 公安委員会		

ハード面での整備 

ソフト面での対応 

4) その他の事業について

■ 駅前広場

区分	名称	今後目指すべき内容	主事業者	整備目標	
				短期 (H22まで)	長期 (H22以降)
駅前 広場	土師ノ里駅前広場	・斜路付き階段整備 ・エレベーターの整備 ・案内標示の整備 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備	市		
		・停車帯設置の検討	府 市		
	道明寺駅前広場	・都市計画道路事業による駅前広場の整備	市		

ハード面での整備

ソフト面での対応

7. 今後の進め方について

―藤井寺市交通バリアフリー基本構想の推進における今後の進め方について―

平成 15 年 2 月に策定された「藤井寺駅周辺地区」に引き続き、今回重点整備地区を「土師ノ里駅・道明寺駅周辺地区」の基本構想を策定するため、「藤井寺市交通バリアフリー基本構想検討委員会」は平成 18 年 1 月 6 日の発足より、基本構想の内容について議論を重ねてきました。その間に、当事者参加による現地点検調査を実施し、構想づくりへの市民参加を併せて進めてきました。

これらの中にだされた意見はできるだけ基本構想に反映するよう努力しましたが、必ずしも十分とはいえません。そこで今後、バリアフリー化を推進していく上で、各事業者と市民との協働による課題として、基本構想に盛り込むことが難しい施策や事業等について留意すべき内容について明記することとします。

長期計画となっている施策についても、早期実現を目指し、計画的に整備促進に努めます。

重点整備地区（藤井寺駅周辺地区及び土師ノ里駅・道明寺駅周辺地区）以外の地区についても、交通バリアフリーの整備を進めるための検討を継続的に行います。

事業実施の取り組みに当たっては、各事業者と市民との協働を原則として、その進捗状況や整備内容について、市民に広く情報公開するとともに、市民参加や意見収集するしくみの導入の検討を行います。

だれもがやすらぎとふれあいを享受できる環境整備に向け、それぞれの立場で、なにができるかを考え、学び、交流するための「こころのバリアフリー」に関して、具体的な取り組み内容や事業化を、継続的に検討し実施します。

移動空間のバリア解消だけでは、市民生活の上では十分なバリアフリーとはいえず、利用する施設への出入りのバリア、施設内のバリアの解消についても、他の関連事業と連携を取りながら、実施していきます。

商店街については、事業者、行政、関係組織や利用者により検討を継続的に進めます。

重点整備地区の特定経路、準特定経路に指定されていない経路についても、面的な考え方に基づいて、維持修繕の実施の機会等を活用して、利用者の視点に立った交通バリアフリーが実現されるように実施します。

事業の推進により、利用者の安全、利便性、快適性の向上がどれくらい図れたかを把握することが必要であり、事業の評価指標を含めた評価システムづくりに取り組みます。